

第

418

号

READAS

リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 9月11日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

妻がパートに出たら夫の税金は?

Q: 私は年収500万円のサラリーマンですが、妻が今月からパートで働きにでます。妻は収入から税金が引かれると思いますが、私の税金も増えたりするのでしょうか。

A: 奥様の収入の金額によって、ご主人の税金が増える場合があります。

【解説】毎月の給料からは、扶養親族等の数や給与の額によって天引きされる所得税(源泉所得税)が決まっていますので、この源泉税が控除されているはずです。

そして12月に年末調整で調整がされるのですが、配偶者に所得がある場合には配偶者控除や配偶者特別控除が受けられないことがあります。

(適用要件と控除額)

配偶者控除……配偶者の合計所得金額が38万円(年間収入103万円)以下であること。→控除額38万円

配偶者特別控除……合計所得金額が1,000万円以下の者の配偶者に適用。
→配偶者の所得金額によって控除額が異なるが、最高38万円

ご相談の場合、奥様がそれまで収入がなかったのであれば、ご主人は配偶者控除と配偶者特別控除の両方を受けることができていたと思います。

奥様がパートに出ても、ご主人の所得税が変わらないためには、奥様のパート収入を年間で103万円以下にしておくことです。

この場合ですと、奥様の方にも所得税はかかるかもしれません。

